



European Union

Delegation of the European Commission in Japan

Europa House, 9-15 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075, Japan

Tel. (03) 3239-0441, Fax. (03) 3261-5194

## 日本の規制改革に関するEU優先提案

(仮訳)

2002年10月17日

駐日欧州委員会代表部

はじめに	3
<b>1. 外国直接投資(FDI)の円滑化につながるような開放的な環境の整備</b>	<b>4</b>
1.1. 投資	5
1.1.1. 参入コスト高の克服	7
1.1.2. 透明性と予測可能性	9
1.2. 法律サービス	12
1.2.1. 共同事業、雇用、パートナーシップ	12
1.2.2. 資格承認基準である職務経験	14
1.3. 職業紹介業および人材派遣事業	15
<b>2. 日本経済の再生</b>	<b>16</b>
2.1. 競争政策	16
2.2. 公共調達	19
2.2.1. 日本の公共事業と公共工事	19
2.2.2. 新しい「官民パートナーシップ・プロジェクト方式」による入札手続の開放度	20
2.3. ジャーナリズム: 情報への自由かつ平等なアクセス	21
2.4. 情報化社会	22
2.5. 金融サービス	24
2.5.1. 保険部門	25
2.5.2. 銀行業および証券	27
2.5.3. 資産運用	29
2.6. 郵便サービス	30
2.7. 運輸	31
2.7.1. 航空輸送	31
2.7.2. 海上輸送(国際海運)	35
<b>3. 規制に伴う企業負担の軽減</b>	<b>37</b>
3.1. 医療マーケットの規制	37
3.1.1. 医薬品	37
3.1.2. 体外診断薬	39
3.1.3. 血漿	40
3.1.4. 化粧品	42
3.2. 国際基準の促進	44

3.2.1.	外国試験・検査機関の承認	44
3.2.2.	自動車	45
3.2.2.1	UN-ECE 協定の遵守	46
3.2.2.2.	正規輸入業者による原動機型式の打刻	47
3.2.2.3	自動車登録番号標取り付け方法および寸法	47
3.2.2.4	乗用車の型式指定車の諸元表第1号様式	48
3.3.	食品安全および農産物	48
3.3.1.	食品添加物および香料	48
3.3.2	切り花 承認済培養土で成育された鉢植植物、果実、野菜の輸入 - 日本の非検疫生物リスト	50
3.3.3	地域主義 - 動植物製品に関してEUを単一市場と認証すること生鮮果 実および野菜の輸入を承認する規制手続き	51
3.3.4.	生鮮果実および野菜の輸入を承認する規制手続き	51

**添付: 日本において認可されるべきEU食品添加物リスト**